

Web **労働おいた**
 Roudou ITA **た**

2013/11

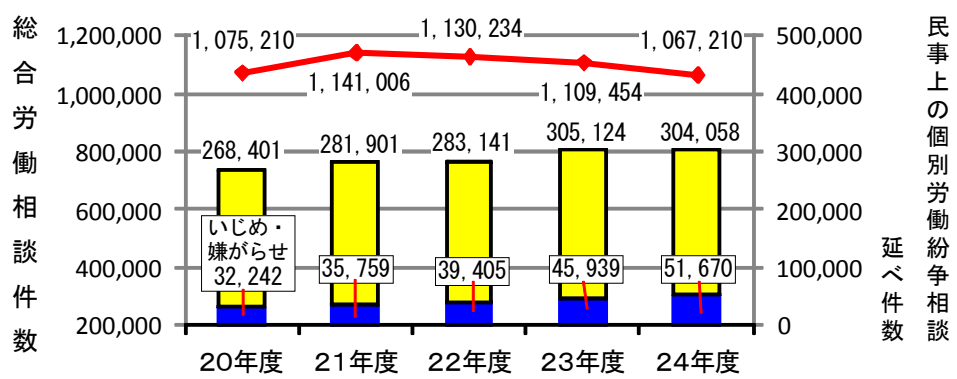
第 28 号 (通巻第 722 号)
 制作・発行
 大分県商工労働部労政福祉課

ストップ!
 いじめ・嫌がらせ

職場からパワーハラをなくそう!



総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移(単位:件)



「いじめ・嫌がらせ」が相談件数のトップ

厚生労働省が公表したデータによると、平成 24 年度に都道府県労働局に寄せられた総合労働相談件数は、106万7,210件で、5年連続で100万件を超えています。そのうち、民事上の個別労働紛争に係る相談件数(延べ件数)は30万4,058件で、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が5万1,670件(17.0%)と、ここ数年トップだった「解雇」に関する相談(平成24年度5万1,515件)を上回り最も多かったということです。

この「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、平成22年度3万9,405件、平成23年度4万5,939件と年々増加しています。また、平成24年度の精神障害の労災補償状況をみると、請求件数1,257件のうち、支給決定件数は475件(前年度比150件増)で、過去最多となっています。

パワーハラスメントによる損失は甚大

いじめ・嫌がらせなどのパワーハラは、を受けた人にとっては人格を傷つけられ、心の健康の悪化にもつながり、休職や退職に至る場合があります。周囲の人たちにとっても、それを見聞きすることで、仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼしかねません。

パワーハラを行った人も自身の信用が低下し、企業としても放置するとイメージダウンにつながりかねません。

パワーハラ問題に取り組み、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりをすることは、職場の活力につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献することとなります。

参考:厚生労働省「平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況」
 厚生労働省「平成24年度脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」
 (公財)21世紀事業団「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」

(P 2 に続く)

目次	
◆インタビューこの人にききました (P4)	●労務管理アドバイス P3
株式会社 別大興産	●WLBセミナー、地域労働講座開催 P4~P5
大分地区エリア長、企画推進部課長	●心ひらいて~大分県人権啓発コラム~ P5
上園 啓司 さん	●主要労働経済指標 P6
●職場からパワーハラをなくそう P1~P2	●県内の動き、労委だより P7
	●必ずチェック大分県最低賃金 P8
	●各種お知らせ P8

📄 (P 1 からの続き)

大分県の相談状況

大分県労政・相談情報センターに寄せられた相談は、平成 20 年度をピークに一時期減少したものの、平成 23 年度から再度、増加傾向に転じています。そうした中で、職場での嫌がらせやパワハラに関する相談も、毎年少なくありません。

相談内容では、特に上司からの暴言や退職強要、職場の同僚からのい

大分県労政・相談情報センターへの相談件数推移(単位:件)

年度	全体の相談件数	職場での人間関係(嫌がらせ)・パワハラ	比率
20年度	1,138	71	6.2%
21年度	982	75	7.6%
22年度	872	77	8.8%
23年度	1,038	67	6.5%
24年度	1,077	78	7.2%
25年度 (9月末現在)	541	49	9.1%

じめや無視などによって、メンタルヘルスなどの体調不良を引き起こすケースが目立ちます。

また最近では、上司からの「子どもを作るのは少し先にしてほしい」との既婚女性に対する発言、「うちには子どもを産むのに休みをやるような余裕はない」との妊娠中の女性に対する発言など、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)」の相談事例もあります。

各事業所には、こうした嫌がらせ、ハラスメントに対して、職場での対応策が求められます。

パワハラ予防と解決

職場での嫌がらせやパワハラは、いったん事案が発生すると、その解決に時間と労力を要します。まずは問題が発生しないように予防策を講じることが重要です。

職場での予防・解決のための取組には、企業が単独で行っているもの、労働組合が単独で行っているもの、企業と労働組合が共同で行っている

ものなど様々なケースがあります。企業・労働組合がお互いに話し合いの場や相談窓口を設置したり、周知・啓発を行うことなどが望まれます。

事業所によって、職場での嫌がらせやパワハラは形態は様々ですので、その対策にも決まった正解はありません。そのため、取組にあたる際には、それぞれの職場に即した形で、できることから始めて充実させていくことが重要となります。

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」では、主な予防対策や解決策について、いくつかの提言を行っていますので、それを参考に各事業所での取組が進んでいくことが望まれます。

なお、予防対策、解決策については、次ページの「労務管理アドバイス」で解説していただいています。

12月7日(土)、12月8日(日)『パワハラ・いじめ・嫌がらせ』集中労働相談会

大分県労政・相談情報センターでは、職場のパワハラ、いじめ、嫌がらせに関する集中労働相談会を実施します。相談無料、秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

- 相談時間 10時～16時
- 場所 県庁舎7F 労政福祉課 (大分市大手町3-1-1)
- TEL 0120-601-540
- ※携帯・公衆電話からは 097-532-3040

労働トピックス

ご存じですか？マタハラ

マタニティ・ハラスメント(マタハラ)とは、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントで、「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントの1つです。

日本労働組合総連合会(連合)は、2013年5月にマタハラの当事者の認識・事態を把握するためのインターネット調査を行いました。(※調査対象：全国在住で在職中の20～40代の女性626名)

その中で、「マタハラ」の認知度はわずか6.1%でしたが、実際に職場で妊娠中や産休明けに心無い言葉を言われたり、解雇や自主退職への誘導など、自分がマタハラ被害にあったと回答した方は、25.6%でした。また、自分の周囲でマタハラ被害があったと回答した人は、23.2%でした。

妊娠または出産したこと、産前産後休業または育児休業等の申出をしたことまたは取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱い(下記参照)をすることは法律で禁止されています。各事業所においては、「セクハラ」「パワハラ」と同様に予防、対策に努めることが求められます。



禁止されている解雇その他不利益な取扱いの典型例 注)あくまで例示です

- ①解雇すること、②有期契約労働者について契約の更新をしないこと、またあらかじめ明示していた更新回数の上限を引き下げること、③退職又は正社員を非正規社員とするような労働契約の変更を強要すること、④降格、減給、配置転換などの不利益な取扱いをすること など



お知らせ

平成 25 年度 工業統計調査を実施します！

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は平成 25 年 12 月 31 日です。調査票へのご回答をお願いいたします。



経済産業省・大分県・市町村



【執筆】
社会保険労務士
篠原文司

社会保険労務士
篠原事務所
大分市下郡1602-1
大分県保険医会館2-8

「すべての社員は、その家族にとって、自慢の娘や息子であったり、尊敬されるお父さんやお母さんだったりする。そんな人たちを、職場のパワーハラスメントで苦しめたりすることがあってはいけない。」

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議(以下「円卓会議」という。)」で紹介された企業役員メッセージです。

この円卓会議では、職場のパワーハラとは「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」と定義しています。

これには上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれています。

厚生労働省が平成24年度に国として初めて行った「職場のパワーハラスメントに関する実態調査(以下「実態調査」という。)」によると「パワーハラスメントの予防・解決を経営上の課題として重要」だと感じている企業は8割を超えているのに対して、実際に予防・解決に向けた取組をしている企業は45.4%、従業員数100人未満の企業においては2割を下回っている状況です。パワーハラ対策は確かに重要だが、何をすれば良いかわからないというのが現状のようです。

実際にパワーハラが起きた職場では、従業員の士気の低下や優秀な人材の確保が困難になったり、企業の使用者責任を問われる事にも繋がります。解決までの時間や労力を考えると未然に防ぐ重要性をもっと理解しなければなりません。

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

「職場のパワーハラ予防と解決について」

パワーハラを予防する為に、円卓会議のワーキング・グループ報告では以下の5つを挙げています。

- ① トップのメッセージ
経営トップの「職場のパワーハラスメントは、あってはならない」という方針の明確化は、人格や多様性を認め、お互いを尊重しながら仕事を進める意義を高めます。
- ② ルールを決める
就業規則等でパワーハラ行為を行った者については厳正に対処する方針と懲戒規定を定めます。
- ③ 実態を把握する
ハラスメント対策に限らず、ワーク・ライフ・バランス支援でも同様ですが、目的は働きやすい職場作りにあります。働く側の実態やニーズを把握しないままに会社側が一方向的に進めても効果がありません。ここではアンケートが有効な手段として考えられます。
- ④ 教育する
パワーハラ防止の為に教育研修を行うのは効果が高いと考えられます。しかし、パワーハラの定義や行為タイプの確認はある程度必要ですが、これはパワーハラスメント、ここまででは大丈夫という様な議論

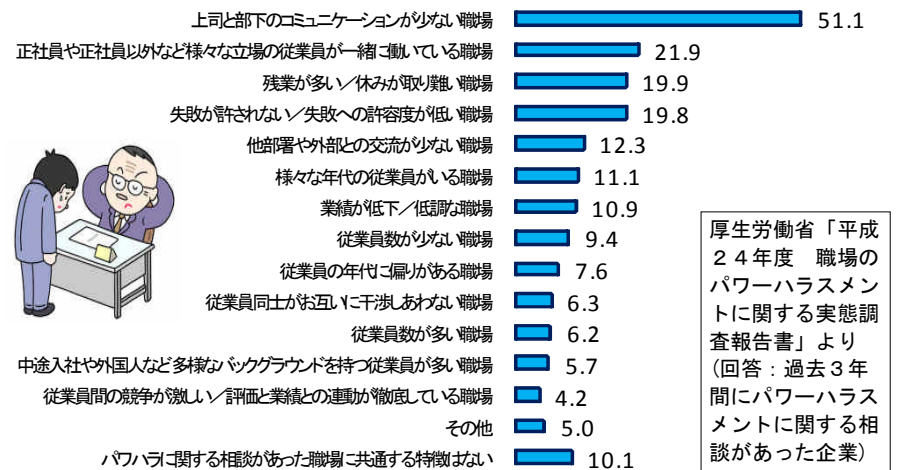
にあまり意味は無く、むしろハラスメント=いじめ・嫌がらせはあってはならないという、人間の基本的なマナーの問題としても教育する事が重要です。

- ⑤ 周知する
組織の方針やルール他に、相談窓口その他の取組みについて、周知啓発を行い、パワーハラ防止に向けた意識を会社全体に浸透させる必要があります。

また、実態調査ではパワーハラスメントが発生している職場の特徴について、企業調査、従業員調査ともに「上司と部下のコミュニケーションが少ない職場」が上位に挙げられています。パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに限らず、マタニティハラスメントや学校内でのキャンパスハラスメント、また虐待や体罰などもコミュニケーション不全が原因の一つであると考えられます。そこには「他人をコントロール出来る」という間違っただけの思い込みがあります。自分以外の他人を変える事は出来ないという理解すると、コミュニケーションの取り方にも工夫が生まれてくるはずで

＜参考＞パワーハラスメントに関する相談がある職場に共通する特徴

職場のパワーハラスメントに関する相談があった職場に当てはまる特徴として、該当するものがあれば全てお教えてください。(複数回答可、単位：%)



厚生労働省「平成24年度 職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」より(回答：過去3年間にパワーハラスメントに関する相談があった企業)

WLB 県民セミナーを開催

10月28日(月)、大分県、大分市主催による「ワーク・ライフ・バランス県民セミナー」を大分市ソレイユで開催しました。セミナーには、県内企業の経営者や労務管理担当者をはじめ、労働組合や各種団体等から約200名の方に参加いただきました。

今回のセミナーでは、第1部に「一人ひとりがイキイキと働くワーク・ライフ・バランス～人口減少社会では、企業の成長に不可欠～」と題して、株式会社東レ経営研究所研究部長の渥美由喜氏による講演を行いました。



経験談を交えて講演する渥美由喜氏

講演では、講師自身の経験を踏まえた大変参考になるお話を聴くことができました。

WLBの経営効果
～講演資料より～

- 人口減少下では「生産性」向上が不可欠。労働力人口は、今後50年で3分の1が消失。「働き甲斐」で、働き手が集まり、「質」も向上。
- メリハリのある仕事は生活の余裕につながる。質の高い生活が、質の高い仕事につながる。
- 会社は従業員のライフを支援し、従業員はワークで会社に貢献することでともに成長する。
- WLBは「帰宅時間が早い」、「休暇が多い」ではない。WLBの本質は「従業員のやる気を引き出しつつ、業務体制を見直すことによる、個人とチームの生産性向上」。

また第2部では、「女性の活躍で企業を元気に！」をテーマに、パネ



第2部パネルディスカッション

ルディスカッションを行いました。パネリストに社会福祉法人安岐の郷総合施設長の高橋とし子さん、(株)オーイーシー総務部次長の真名井龍一さん、(株)太田旗店総務部次長の岩元晃さん、コメンテーターに第1部の講演に引き続き渥美由喜氏、コーディネーターをフリーアナウンサーの松本久美子さんに勤めていただきました。会場では、女性の管理職登用、男性・女性の育児休業取得、男女間の残業時間の取り扱いなど、それぞれの事業所での苦労話やユニークな話を交えながら、取組事例の紹介や意見交換が行われ、参加者の皆さんも熱心に聴講されていました。



インタビュー この人にききました

株式会社 別大興産
大分地区エリア長
企画推進部課長

上園 啓司 さん



広がる男性の育休取得

県労政福祉課は、男性の育児休業など、仕事と子育ての両立に取り組む企業を、例年、モデル企業として選定していますが、今年度はこれまでの5社から10社に拡大しました。

こうした中で、今回の「インタビューこの人にききました」は、モデル企業である(株)別大興産に勤務し、社内では初めてとなる男性の育児休業を取得した上園啓司さんにお話をお伺いしました。

育休を取得してみて…(上園さん談)

育児休業を取得したのは5日間。7月に第1子が誕生して3か月後だったのですが、ミルクをあげたり、おむつの交換をしたり、妻に1日のスケジュールやマニユア

ルを作ってもらって育児を体験しました。その間、妻には買い物など外出をしてもらって、リフレッシュができたのではと思います。

子どものお風呂は、復帰後も自分が担当しているので、早く帰宅するために、仕事を効率的にこなそうという意識が以前に増して強くなりました。

仕事への影響や課題(上園さん談)

取得すると決めたあと、部下への後ろめたさも感じていましたが、取得期間が短いこともあり、事前の引き継ぎや、何かあったときには自宅電話対応をすることで、仕事への影響は少なかったのではと思います。

ただ、育休を1年間などの長期で取得するとなると仕事への影響も大きくなるだろうし、自分自身も休んでいる間に会社での居場所がなくなるのではといった不安も出てきます。他にも収入面などの課題もあると思います。

読者へのメッセージ

男性が育児休業を取得するのは勇気がいることですが、実際に取得してみれば、家族と向き合える時間が作れて、精神的にも落ち着きます。企業にとっても、男性の育休取得など、ワーク・ライフ・バランスを推進することで、会社のイメージアップに繋がると思います。

平成25年度 地域労働講座を開催

県労政福祉課では、平成25年度地域労働講座を県内6会場で開催し、延べ277名に受講いただきました。

○南部地域労働講座【10月17日(木)】
(県臼杵総合庁舎3階大会議室)



「これだけは知っておきたい！採用、退職・解雇のルール」をテーマに、弁護士の岡田壮平氏による講演を行いました。

岡田 壮平 氏 受講者 44名。

○豊肥地域労働講座【10月18日(金)】
(県竹田総合庁舎3階大会議室)

「あなたの職場の悩みにお答えします！～医療・福祉職場の労務管理・実践編～」をテーマに、社会保険労務士の溝江由紀子氏による講演を行いました。



溝江由紀子氏

受講者 22名。

○東部地域労働講座【10月22日(火)】
(別府市ニューライフプラザ2階研修室)



「医療・福祉現場の労働問題」をテーマに、弁護士の森脇宏氏による講演を行いました。

森脇 宏 氏 受講者 62名。

○西部地域労働講座【10月23日(水)】
(県日田総合庁舎4階大会議室)



「ワーク・ライフ・バランスの実践で企業の発展を！」をテーマに、社会保険労務士の篠原丈司氏による講演を行いました。

受講者 39名。

篠原 丈司 氏



○北部地域労働講座【11月12日(火)】
(県中津総合庁舎3階大会議室)

「医療・福祉現場の労務管理」をテーマに、弁護士の寺崎直史氏による講演を行いました。

寺崎 直史 氏 受講者 57名。

○中部地域労働講座【11月13日(水)】
(大分市コンパルホール305会議室)

「知って安心！労働法の活用術～労働法令を知り働きやすい職場環境を築く～」をテーマに、特定社会保険労務士の二村織江氏による講演を行いました。

受講者 53名。



二村 織江 氏

ご講演いただきました講師の皆様、ならびにご参加いただきました受講者の皆様、大変ありがとうございました。県労政福祉課では、今後も企業経営、職場の環境改善等に役立つ講座を企画してまいります。
大分県商工労働部労政福祉課

12/4～12/10は人権週間です

～大分県人権啓発コラムより～

「みんなちがって、みんないい」

最近、人権講演会などで立て続けに童謡詩人金子みすゞの「私と小鳥と鈴と」を見聞きする機会がありました。金子みすゞは、現在の山口県長門市で生まれ、26歳の若さで亡くなった童謡詩人ですが、その詩の優しさに心ひかれる人が増えています。



大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

「私と小鳥と鈴と」：金子みすゞ童謡全集（JULA出版局）

私が両手をひろげても／お空はちっとも飛べないが／飛べる小鳥は私のように、地面（じべた）を速くは走れない／私がからだをゆすっても／きれいな音は出ないけど／あの鳴る鈴は私のように／たくさんな唄は知らないよ／鈴と、小鳥と、それから私／みんなちがって、みんないい。

最近、イジメを原因とする子どもの自殺が相次いでいます。自殺しか選択できなかった子どもたちの気持ちや残されたご遺族の気持ちを思うとき、辛く悲しい思いが募ります。イジメの原因にはいろいろありますが、ちょっとした「ちがい」をからかいの対象として始まり、だんだんエスカレートしていく場合もあると聞きます。

また、「ちがい」が差別の原因になることもあります。「ちがい」には、性や皮膚の色、思想・信条、文化・慣習などさまざまなものがあります。わたしたちの社会は、個性あふれる人たちが構成されており、多くの「ちがい」があることを、お互い認め合うことが大切です。

みんなが「ちがい」、多様性を認め合うことでイジメや差別がなくなれば、悲しい思いをする人もなくなります。「みんなちがって、みんないい」、そのような社会をつくっていききたいものです。

加入していますか？ 労働保険！

労働保険は、労災保険給付や失業給付、各種助成金等の事業を通じて、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした政府管掌の強制保険です。労働時間が短いパートタイマー、契約社員、派遣労働者などでも、①1週間の労働時間が20時間以上、②31日以上続けて雇用される見込み、の条件を満たせば雇用保険の加入資格があります。労働者を1人でも雇用している事業主は、個人・法人にかかわらず労働保険に加入する義務があります。

労働保険の加入手続きについては、大分労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所までお問い合わせください。



大分労働局総務部労働保険徴収室
大分市東春日町17-20
電話 097-536-7095

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年 7月	408,922	339,023	289,540	253,128	119,382	85,895	153.2	159.9	141.2	149.2	12.0	10.7
8月	299,197	258,945	288,158	252,630	11,039	6,315	148.4	155.1	136.8	144.8	11.6	10.3
9月	294,154	254,006	288,377	253,834	5,777	172	148.1	153.3	136.3	143.1	11.8	10.2
10月	296,223	255,442	289,631	251,883	6,592	3,559	152.5	158.6	140.4	148.8	12.1	9.8
11月	306,102	275,985	289,524	253,841	16,578	22,144	155.5	157.9	143.1	148.1	12.2	9.8
12月	649,544	519,972	289,445	254,075	360,099	265,879	148.6	151.5	136.0	141.9	12.6	9.6
25年 1月	299,270	257,957	285,798	250,467	13,472	7,490	139.4	145.3	127.4	136.0	11.7	9.3
2月	291,539	251,092	287,924	250,889	3,615	203	145.4	148.3	133.5	138.8	11.9	9.5
3月	307,091	261,752	289,471	252,155	17,620	9,597	146.7	151.3	134.2	141.3	12.5	10.0
4月	303,216	258,105	292,839	255,171	10,377	2,934	154.0	158.7	141.3	148.9	12.7	9.8
5月	297,852	260,481	288,359	252,674	9,493	7,807	149.3	153.8	137.2	144.0	12.1	9.8
6月	531,109	419,987	289,312	252,381	241,797	167,606	152.1	155.4	140.0	145.8	12.1	9.6
7月	407,341	305,291	288,592	226,634	118,749	78,657	154.3	156.5	141.9	147.5	12.4	9.0
8月	297,656	235,489	288,464	226,667	9,192	8,822	148.0	149.4	136.0	140.5	12.0	8.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
24年 7月	1.31	1.20	0.83	0.74	99.3	99.4	91.7	101.3	312,592	322,043
8月	1.33	1.20	0.83	0.76	99.4	99.9	90.2	98.6	310,643	377,515
9月	1.24	1.07	0.81	0.74	99.6	99.9	86.5	93.5	299,821	370,918
10月	1.29	1.07	0.80	0.68	99.6	99.9	87.9	92.0	315,161	347,208
11月	1.31	1.20	0.80	0.75	99.2	99.3	86.7	94.0	300,181	347,186
12月	1.31	1.02	0.82	0.74	99.3	99.3	88.8	101.9	359,482	373,965
25年 1月	1.33	1.19	0.85	0.75	99.3	99.2	89.1	96.2	321,065	325,979
2月	1.35	1.19	0.85	0.74	99.2	99.2	89.6	90.6	298,682	301,221
3月	1.39	1.11	0.86	0.74	99.4	99.4	90.4	92.9	350,957	356,159
4月	1.40	1.31	0.89	0.77	99.7	99.7	95.9	95.1	340,423	343,334
5月	1.42	1.30	0.90	0.78	99.8	99.6	97.7	86.7	307,926	325,465
6月	1.49	1.19	0.92	0.80	99.8	99.8	94.7	81.7	296,512	332,147
7月	1.46	1.17	0.94	0.80	100.0	100.2	97.9	91.8	310,387	315,796
8月	1.47	1.23	0.95	0.79	100.3	100.5	97.0	90.1	312,622	420,884

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

◆ TOPIX ◆ 県内の動き

第 5 回労働判例研究会
—大分県経営者協会—

大分県経営者協会は 10 月 10 日(木)、大分市トキハ会館で「第 5 回労働問題研究会」を開催しました。今回の研究会では、「私生活上の非行と企業の信用」をテーマに、① 犯罪行為(講師：松田健太郎弁護士)、② 企業秘密の漏えい(講師：安部茂弁護士)、③ 会社批判、内部告発(講師：小野裕佳弁護士)について、3 人の弁護士から、判例を交えての分かりやすい解説がありました。



第 5 回労働判例研究会

45 周年記念事業
—大分県社会保険労務士会—

大分県社会保険労務士会は 10 月 25 日(金)、大分市レンブラントホテル大分で、社労士会セミナーを開催しました。今回のセミナーでは、第 1 部(中小企業支援セミナー)に「職場トラブル防止と改正労働契約法」をテーマ

とした、特定社会保険労務士の二村織江氏による講演、第 2 部(記念講演)には「笑って元気アナログ発想の勧め」をテーマとした、おいた観光特使の矢野大和氏による講演が行われました。



社労士会セミナー第 1 部

両講師とも、ご自身の経験談を交えながらのお話で、今後の業務の参考となるような講演会となりました。その他、45 周年記念事業として、10 月 19 日～31 日の間、県下 6 会場で社会保険労務士による無料相談会も実施されました。

第 13 回定期大会
—連合大分—

連合大分は 10 月 30 日(水)、大分市ソレイユで「第 13 回定期大会」を開催しました。冒頭、村田正利会長が「景気がゆるやかに回復していると言われているが、地方においてはその実感がない。デフレ脱却をめざして労働条件の底上げ、格差是正を図らなければならない」と挨拶しました。大会では、2014～2015 年

度の運動方針(案)や役員体制(案)など、提案された議案全てが賛成多数により承認され、会長には村田正利氏が再任となりました。



再任となった村田正利会長

- 運動方針の概要は次のとおりです。
- ① 集团的労使関係の拡大に向けた「1000万連合」実現行動の着実な実践と連帯活動の推進による社会的影響力ある労働運動の強化
 - ② 非正規労働者の組織化と処遇改善に向けた社会運動の展開
 - ③ 働くことを軸とする安心社会の構築に向けた政策・制度の取り組み
 - ④ 労働条件の底上げと社会的横断化の促進とディーセント・ワークの実現
 - ⑤ 男女平等社会の実現に向けた平等参画の強化
 - ⑥ 政策実現に向けた政治活動強化
 - ⑦ 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現



連合大分第 13 回定期大会

労委だより

大分県労働委員会事務局
TEL 097-506-5251
FAX 097-506-1788

『悩まず どんとこい労働相談』実施状況

○実施期間：10月1日(火)～7日(月)
[平日は午後8時まで、土・日は午後5時まで]

○相談者数

労働者	使用者	合計(人)
36	2	38

○相談内容

経営・人事	賃金等	労働条件等	その他	合計(件)
16	13	20	9	58
*解雇 5	*賃金未払 6	*労働契約、休日・休暇 4	*パワハラ 4	
*配転等 2	*退職金 1		*その他 5	
*懲戒処分 1	*その他 6	*その他 16		
*その他 8				



平成 25 年 9 月～10 月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	0	1
労働組合資格審査	0	1	0	1

◎調整事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	3	2	4	1
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

◎会議の開催状況

9月10日第1528回定例総会 10月8日第1530回定例総会
9月24日第1529回定例総会 10月22日第1531回定例総会

☆ あっせん制度とは ☆ ”簡易・迅速・無料”

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて歩みよりの解決をお手伝いします。



大分県労働委員会労働相談ダイヤル

TEL 097-536-3650

※相談時間は月～金の9時～17時

大分市大手町3丁目1番1号
大分県労働委員会(県庁舎本館7階)

労政福祉課からのお知らせ



承ります！
出前講座

～出前メニュー～

- 学生を対象とした「働き方のルール」
- 労働者を対象とした「労働法」
- 経営者を対象にした「労務管理」「ワークライフ・バランス」など

～問い合わせ先～

大分県商工労働部 労政福祉課
労働相談・啓発班
TEL 097-506-3354
FAX 097-506-1827

携帯サイトのご紹介

大分県労政・相談情報センターでは、県ホームページの携帯サイト内に「大分県庁労働相談」@mobileを設けています。この携帯サイトでは「ワークルールミニ知識」などの情報を掲載しています。



携帯サイトへのアクセスはQRコードを利用されるか、次のURLアドレスを直接入力してください。
http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/detail.php?lif_id=103091

必ずチェック！最低賃金

大分県最低賃金(地域別)

【効力発生日 平成 25 年 10 月 20 日】

大分県最低賃金が変わりました

1時間 **664円**

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

<詳細サイト>

<http://www.saiteichingin.info/>

詳しくは大分労働局労働基準部賃金室(TEL 097-536-3215)、またはお近くの労働基準監督署へ。

職場や仕事の悩み、トラブルは

大分県労政・相談情報センターの労働相談へ



ご相談・お問い合わせは

労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の相談を受け付けています。各相談とも予約不要、相談無料、秘密厳守です。

通常労働相談(随時)

- ◇受付：月曜～金曜の8時30分～17時15分(祝日、12/29～1/3を除く)
- ◇相談方法：来所または電話
- ◇県職員が直接相談を受けます
- ◇場所：大分県庁本館7F 労政福祉課労働相談室

「パワハラ・いじめ・嫌がらせ」集中労働相談会

- ◆受付：12月7日(土)～8日(日)10時～16時
- ◆場所：大分県庁本館7F 労政福祉課労働相談室
- ◆電話：上記の労働相談専用電話と同じ

巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回しながら開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆12月16日(月)佐伯会場
【場所】大分県佐伯総合庁舎4F会議室
- ◆1月30日(木)大分会場
【場所】ホルトホール大分4F409会議室
- ◆受付：両日とも13時15分～16時15分

労働なんでも相談

- ◇巡回相談開催地以外の県下各市町村で開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない人は電話相談もできます
- ◆11月30日(土)大分会場
【場所】ギャラリー竹町ドーム広場
(ヒューマンフェスタ2013おいた会場内)
- ◇受付：10時～17時
- ◆1月9日(木)豊後大野会場
【場所】大分県豊後大野総合庁舎3F大会議室
- ◇受付：11時～15時

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>